

全港湾における介護家政職の歴史について

中央執行委員長 真島 勝重

全港湾がなぜ介護家政職の労働者を組織しているか、全港湾の歴史が経過する中で、組合員の多くは不思議に思う人が多々いると思うので、過去の諸先輩から聞いてきたこと、そのいきさつを述べ、共通認識として理解してもらいたい。

現在、全港湾の介護家政職で従事している組合員は介護家政職支部（東京都大田区田園調布）と山梨県の甲府支部の2支部である。介護家政職支部（田園調布）の前身は、田園調布派出看護婦家政婦労働組合であり、結成は1949年である。47名の看護婦、家政婦が労働組合を結成し、病院や家庭での仕事に従事していた。

当時の状況を石谷閑子組合長（故人）に伊藤・元全港湾中央執行委員長が聞いた話をそのまま載せたい。

田園調布に看護婦家政婦派出婦会があつて約500人が働いていた。当時は業界一の規模であつた。寄宿舍は50人ほど寝泊りができるようになっていた。労働ボス（いわゆる手配師）がいて、賃金の2～3割をピンはねしていた。ある日、内務省の役人とGHQがその寄宿舍に来て、「職業安定法という法律ができ、人を働かせて搾取することは許されなくなった。仕事の紹介は今後、役所がタダでやる」と説明した。

しかし、結局は仕事の依頼は労働ボスのところに直接来るので、大田区大森の職安まで行って紹介書類をつくり、依頼先にいく。

確かに日当のピンはねはなくなったが、職安の委託をうけたボスの寄宿舍に多くの看護婦家政婦が寝泊りしていた。おそらく当時は何らかの事情で、多くの労働者は港湾でいうところのタコ部屋に寝泊まりし、仕事の依頼まで待機していたと考えられる。

当時は、寄宿舍では1泊300円以上取ることは禁止されていたが、労働ボスは倍の1泊600円も取っていたので、廃業させられた。やっと手配師から解放され、労働組合をつくって自分達で労働者供給事業を行うことにした。

しかし、許可申請をしたが、職安は労働組合が行う無料の労供ではなく、有料職業紹介の許可を取るようにといいてなかなか許可しない。

国会議員に働きかけて、1950年にやっと労供事業の許可がおりた。

1962年に看護婦家政婦労働組合5組合の協議会結成という記録があるが、おそらく、田園調布派出看護婦家政婦労働組合、甲府中央派出婦労働組合、むつみ会派出婦看護婦家政婦組合（石川県金沢市）、双葉臨床看護婦組合（名古屋市）、そして結核療養所の看護婦・付添婦を組織していた全国看護労働組合であろうと想像する。

この5つの労働組合は、1984年に結成された労働者供給事業関連労働組合協議会（労供労組協）に参加している。

当時、田園調布派出看護婦家政婦労働組合は、同盟系の一般同盟に加盟していた。

1980年に中央職業安定審議会に設置された「労働者派遣事業問題調査会」には、特別委員として労働者供給事業を行う組合から代表が出席することになった。

総評からは、全港湾、自運労、同盟から田園調布派出看護婦家政婦労働組合、新産別から新運転が出席した。これらの組合が中心になって労供労組協が結成された。

全国的に看護婦家政婦の従事する労働組合の大きな問題は、指導者が高齢化し、後継者がいないということであった。

田園調布派出看護婦家政婦労働組合も、初代・石谷組合長の死後、彼女の遺言もあって、全港湾に頼ることになり、加入の相談があった。田園調布派出看護婦家政婦労働組合は、労働者派遣法に賛成した同盟に反発し、一般同盟を脱退していた。相談を受けた全港湾は、田園調布派出看護婦家政婦労働組合だけでなく、看護婦家政婦の労働者供給事業を行っている労働組合の多くを全港湾に加入させるようにしようと、当時の白浜ウメ書記長と全国に働きかけ、オルグを行った。

当時、看護婦家政婦の労供事業を行っていた労働組合は、山形県1、東京都2、山梨県1、長野県1、愛知県1、石川県3、高知県3の12事業所ほどあった。

1992年、国会では介護労働者雇用管理改善法が審議されようとしていた。「介護」がはじめて法的に規定されようとしていたが、労働組合の労働者供給事業が位置づいていないので、労働省に対して労組労供の介護労働者も介護労働者として位置づけるよう働きかけた。この働きかけをオルグに役立てた。

なお、全国看護労働組合は全日自労に加入したが消滅し、当時、看護婦家政婦の供給をおこなっている労働組合は、全港湾に結集する、田園調布、甲府、金沢の3事業所になってしまった。

看護婦家政婦支部（現・介護家政職支部）の結成は、1992年6月に田園調布派出看護婦家政婦労働組合と甲府中央派出婦労働組合の2組合で出発し、のちに、金沢のむつみ会派出婦看護婦家政婦組合、そして高知の満和会と若葉会が加入し、5分会になった。

これが、全港湾に新たな職種として介護・家政職の組合員が加入した歴史的出発点である。

組織人員は当時1,800人ほどであった。組合員といっても一か月数百円の組合費を払っているだけで、実稼動していない人も多かった。組織的に労働組合としての活

動がおこなわれているところは少なかった。1995年には、健康保険法の改正に伴って病院付添が廃止されることになり、その反対闘争を取組んだ。

全港湾として、反対署名運動に取り組み、労供労組協の協力も得て8万筆をこえる署名を集めた。健康保険法改正は成立し、労働省は、患者雇用から病院雇用への転換を促進するために、有料職業紹介の手数料補助を行うようになった。高知満和会、高知若葉会は労組労供をやめて有料職業紹介へ転換した。

また、労働省は、介護アテンドサービス士の資格取得促進などの政策を推進して、介護保険制度に向けて動き始めた。しかし、介護アテンドサービス士の資格は、介護保険では全く役に立たない資格であった。介護保険は、厚生省主導ですすめられ、経験を持つ13万人の病院付添婦を切り捨て、新たに27万人の介護労働者を育成するという触れ込みで発足していく。

2000年4月に介護保険制度が発足したが、介護労働者の供給を行っている労働組合が、介護保険の指定事業者となることができるかどうかが大問題であった。

全港湾は、何度も厚生省と交渉をおこなった。はじめは、労組労供を理解してもらうのに時間がかかった。最終的に、労働組合は介護保険の指定事業者となることはできないという結論になった。

そこで、1999年の労働者派遣法と職安法の改正で認められることになった「供給・派遣」という制度を参考に、企業組合ケアフォーラムを設立し、2000年1月に指定居宅サービス事業者の許可をとって、「供給・請負」という方式で対応することになった。

しかし、労働省の指導に翻弄された高知満和会と高知若葉会は有限会社を設立して、介護保険制度を担うことになった。

また、介護家政職支部金沢むつみ分会も2017年11月に運営方法の考え方の違いから脱退した。

介護事業は、深刻な人手不足であることを重く受け止め、是正しなければならない。超高齢化社会にむかう日本では、確実に在宅ケアが増加する。しかし、2職種（訪問介護員＋介護職員）の離職率が依然として高いこと、さらに勤続3年未満の離職者が全体の6割を占めている現状を打破しなければ、日本の介護制度は崩壊してしまう。

このような現状を打破すること、それは労働組合の使命であり、全港湾の取り組むべき課題である。

今後、介護・家政職労働者の処遇改善を行う。そのために、全港湾は未組織の介護労働者と連携・連帯し、運動を前進していかなければなりません。

以上